

俱知安町中小企業振興基本条例

俱知安町では、地域の中小企業振興策の方向付け・指針となる「俱知安町中小企業振興基本条例」が12月定例町議会で可決、公布となりました。昨年6月から、策定WG（ワーキンググループ）を立ち上げ、条例についての検討・協議を重ねてきました。本条例がこれからの俱知安にとって、どのような効果をもたらすのかをお伝えします。

中小企業の役割

中小企業の定義は、中小企業基本法第2条に規定され、資本要件・従業員数要件のいずれかに該当する場合に「中小企業」となります。中小企業は、法人（会社）でなくても、この法律の条件を満たしていれば、個人経営の飲食店・個人農家も該当になります。このことから、日本全体の企業数に占める中小企業の割合は99・7%、俱知安町は89・0%となっており、日本や地域の重要な経済的役割を果たしているほか、お祭りや災害時の助け合いなど地域社会への貢献を担っています。

中小企業振興が必要な理由

地方では、事業所のほとんどを中小企業が占めていることから、中小企業振興によって、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されます。そうすることで町税が増加して福祉や教育などの住民サービスが向上し、まちづくりが発展するなどの好循環が生み出されます。

中小企業振興基本条例が必要な理由

平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことにより、国と地方の役割分担がはっきりとし、地方は、住民に身近な行政を自主性・自立性をもって実施することになりました。

そのなかで、地域経済の基盤となっている中小企業振興につ

いても、中小企業基本法の改正により、以前は国が示したメニューのなかで全国一律に実施していたものが、地域の自然的・経済的・社会的な実情に応じた振興策を実施する責任が生じました。

中小企業振興基本条例とは何か

つまり俱知安町では、俱知安町の自然、経済、少子高齢化、国際リゾート観光などの現状と課題を踏まえた上で、振興策を策定して、実施する責任が生じました。そのために、それら現状と課題を把握したなかで、俱知安町の中小企業を「どのような位置付け」でどのように振興していくのか」というその方向付け・指針となるのが、この俱知安町中小企業振興基本条例です。

俱知安町中小企業振興基本条例 前文

俱知安町は、明治25年に未開の原野に開拓の鍬がおろされて以来、先人たちの苦闘とたゆまぬ努力により、後志地域の中心都市へと発展を遂げてきた。

えぞ富士・羊蹄山からの湧水と清流・尻別川は、この地に肥沃な大地とじゃがいも、メロン、ビートなど農作物の豊穰をもたらし、二セコ連峰と羊蹄山を中心とした盆地形は、世界の人々が認める良質なパウダースノーをこの地に与え、昭和39年の姉妹都市締結以来、恒久的な友好関係を継続しているスイス・サンモリッツと同じく国際リゾート都市へ向け、さらなる発展を続けている。

しかしながら、社会構造を変える急速な少子高齢化の進展や不安定な国内経済に加え、近年の国境を越えたボーダレス経済の進展とそれに伴う競争の激化、インターネットを通じた消費者の行動の変化など、本町においても経済を取り巻く環境は極めて厳しい状態が続いている。また、転勤等による毎年の人口流動、道央圏の利便性、福祉施設の集積、海外資本による不動産

あえて条例化することの効果

地域経済の基盤であり、災害時やお祭りなどの社会貢献の担い手である中小企業を振興することは、町全体・行政として当たり前のことですが、それをあえて条例化することには、次のような効果があるといわれています。

- 行政が、その地域の実情に適した産業振興・中小企業振興の施策を実施する根拠となる
- 『中小企業が地域経済において重要な役割を担っている』ということを地域全体で理解し、地域全体で支援ができる
- 中小企業振興に対する、行政の責任・中小企業の役割・住民の協力などを明確にする
- 条例化により、制定時の一過性ではなく、例えば首長や行政担当者が替わっても振興策の連続性が担保される。

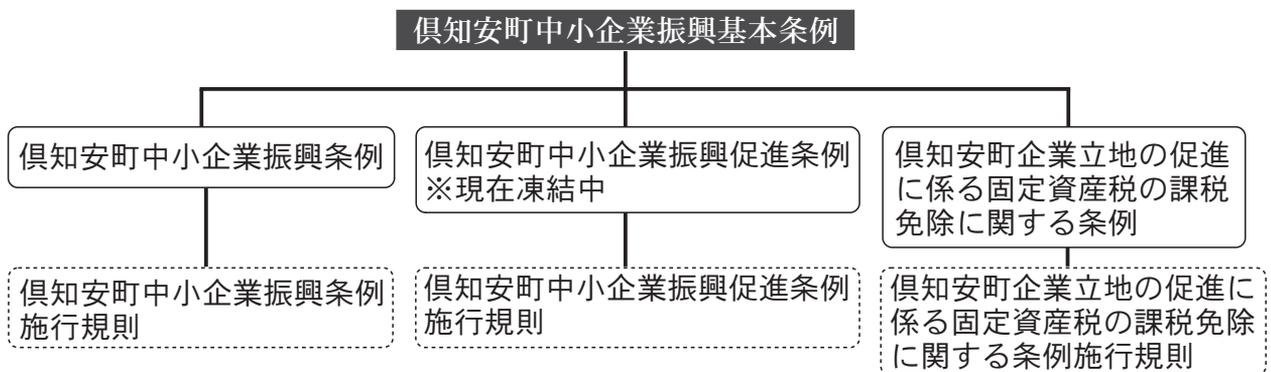
※参考文献

『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』慶應大学植田浩史著

制定後どのように変わるのか

倶知安町中小企業振興基本条例が制定されると、倶知安町が現在制定している中小企業関係条例の上位に位置し、倶知安町の中小企業策の方針を定めることとなります。

したがって、条例制定後には、中小企業振興の課題解決のための具体策、現在ある中小企業関係条例の見直し、補助制度の使い勝手の検証、児童・生徒の職業観の醸成など、中小企業の振興策を行政だけで立案するのではなく、中小企業関係者と一緒になって作り、地域全体で中小企業の振興を支援していくこととなります。



取引など、後志地域の中心都市及び国際リゾート都市へ向けた本町特有の課題が加わり、これら社会的・経済的実情に対応することが急務となっている。

小売、飲食、建設などの商工業はもとより、日本一の生食用馬鈴薯生産量を担う個人農家、世界を魅了する観光業など、町内の大多数を占める中小企業は、地域経済を根幹から支え、まちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献しながら本町の発展に寄与してきた。地域経済の活性化が、企業の利益や住民の所得の増加を産み出し、倶知安町の税収の増加につながることで、町民への行政施策が実現できるという好循環を生み出してきたことを改めて認識する必要がある。

町内経済の持続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であり、この基本的な考え方を推進するための基本方針等を明らかにし、町内経済の中枢をなす中小企業が生き生きと躍動する倶知安町を築くため、本条例を制定する。